

鹿 児 島 県 公 報

平成28年12月20日（火）第3274号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を相当とする決定 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (5件) (農地整備課取扱い) 5
- 市街地再開発組合の設立認可 (建築課取扱い) 5
- 液化石油ガスの販売事業者の認定 (消防保安課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 6

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 6
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第1092号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡龍郷町中勝字アツ田1338番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1093号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
めぐみ薬局	出水市高尾野町大久保2012番地3	平成28年8月31日
タバタ薬局加治木店	始良市加治木町本町350番地7	平成28年9月16日
ひだまり薬局	始良市宮島町55番5号	平成28年10月8日
有限会社今坂調剤薬局	鹿屋市郷之原町12400番地3	平成28年3月31日
まちのお医者さん	鹿屋市寿五丁目26番38号	平成28年9月30日

鹿児島県告示第1094号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社ハイリング	鹿児島市下伊敷一丁目43番3号	タバタ薬局加治木店	始良市加治木町本町350番地7	平成28年9月16日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
株式会社陽だまり	始良市宮島町56番29号	ひだまり薬局	始良市宮島町55番5号	平成28年10月8日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
医療法人山由会	大島郡和泊町手々知名780番地	グループホームにここ	大島郡和泊町手々知名775番地	平成28年9月30日	認知症対応型共同生活介護
医療法人山由会	大島郡和泊町手々知名780番地	デイサービスセンターにここ	大島郡和泊町手々知名775番地	平成28年9月30日	通所介護、介護予防通所介護

鹿児島県告示第1095号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局開聞店	指宿市開聞十町1298番地1	平成28年12月1日	居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導
南九州市	南九州市知覧町郡6204番地	南九州市知覧地域包括支援センター	南九州市知覧町郡6204番地	平成28年7月1日	介護予防支援
南九州市	南九州市知覧町郡6204番地	南九州市川辺地域包括支援センター	南九州市川辺町平山3234番地	平成28年7月1日	介護予防支援
南九州市	南九州市知覧町郡6204番地	南九州市颯娃地域包括支援センター	南九州市颯娃町牧之内2830番地	平成28年7月1日	介護予防支援
有限会社稲満会	霧島市国分下井2988番地	介護付有料老人ホームうらら	霧島市国分下井2988番地	平成28年11月16日	特定施設入居者生活介護, 介護予防特定施設入居者生活介護
有限会社稲満会	霧島市国分下井2988番地	グループホームうらら	霧島市国分下井2988番地	平成28年11月16日	認知症対応型共同生活介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護

鹿児島県告示第1096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
田中未来	株式会社フレアスフレアス在宅マッサージ薩摩川内 薩摩川内市平佐町1271番地2メルヘンハウス203	平成28年4月1日	あん摩マッサージ指圧, はり, きゅう
橋口加菜	もみもみ鍼小屋 肝属郡南大隅町佐多伊座敷3985番地	平成28年8月24日	はり, きゅう
高光男	ずいせん鍼灸接骨院 大島郡天城町平土野1番地2	平成28年10月20日	はり, きゅう, 柔道整復

小林満雄	KEiROW鹿屋ステーション 鹿屋市大手町6番1号シュールビル802号	平成28年 10月28日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
尾辻慎一	高山施術院・在宅訪問マッサージここみ 肝属郡肝付町宮下485番地1	平成28年 10月28日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
重田哲郎	こくぶ中央3丁目整骨院 霧島市国分中央三丁目15番9号	平成28年 11月1日	柔道整復
江夏隆広	高山施術院・在宅訪問マッサージここみ 肝属郡肝付町宮下485番地1	平成28年 11月4日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
原圭希	リハビリデイサービス隼人国分付属整骨院 霧島市国分野口西289番地	平成28年 11月1日	柔道整復
北原和明	しろみず整骨院 鹿屋市白水町1986番地11	平成28年 11月2日	柔道整復
日高正史	しろみず整骨院 鹿屋市白水町1986番地11	平成28年 11月2日	柔道整復

鹿児島県告示第1097号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
リハプライド鹿 児島空港	霧島市溝辺町麓 2603番4	株式会社鳥丸	霧島市溝辺町麓 2683番1	鳥丸 成稔	平成28年 12月1日	通所介護

鹿児島県告示第1098号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
リハプライド鹿 児島空港	霧島市溝辺町麓 2603番4	株式会社鳥丸	霧島市溝辺町麓 2683番1	鳥丸 成稔	平成28年 12月1日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第1099号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、大崎町が行う土地改良事業団体営農地耕作条件改善（旧：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備））持留地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年12月21日から平成29年1月25日まで
- 3 縦覧場所
大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第1100号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備，農用地保全及び土層改良）宇検地区の工事は，平成25年3月6日に完了した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1101号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農道整備）宇検地区の工事は，平成23年3月29日に完了した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1102号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（区画整理）宇検地区下田換地区の工事は，平成25年3月6日に完了した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1103号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（区画整理）宇検地区須古換地区の工事は，平成25年3月6日に完了した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1104号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（客土）宇検地区の工事は，平成21年3月26日に完了した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1105号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により，市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

なお，同法第71条第1項又は第3項の規定により権利の変換を希望しない者又は借家権の取得を希望しない者は，平成29年1月18日までに，当該市街地再開発組合に対し，その旨の申出をすることができる。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 市街地再開発組合の名称
中央町19・20番街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間

平成28年12月9日から平成33年3月31日まで

3 施行地区

鹿児島市中央町19番1から19番7まで、19番9から19番21まで、19番23から19番39まで、20番1から20番8まで、20番12から20番18まで、20番20及び20番21

4 事務所の所在地

鹿児島市中央町22番地16

5 設立認可の年月日

平成28年12月9日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

事務所の掲示板に掲示するほか、特に必要があるときは官報に掲載する。

鹿児島県告示第1106号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 名称

そお鹿児島農業協同組合

2 代表者の氏名

代表理事 山野徹

3 所在地

曾於市大隅町岩川5591番地1

4 認定年月日

平成28年12月9日

南薩地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年12月20日

南薩地域振興局長 森山健二

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いるかの家	枕崎市西本町26番地	一般社団法人はやぶさ福祉会	枕崎市高見町27番地	上釜 光輝	平成28年12月1日	共同生活援助

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする物品等の種類

鹿児島県庁舎で使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年12月20日から平成29年1月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年12月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称

鹿児島県庁舎で使用する電気

(2) 購入をする物品等の数量

年間予想使用電力量 13,048,196キロワットアワー

(3) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(4) 需要場所

入札説明書による。

(5) 供給期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年12月20日から平成29年1月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成29年2月9日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年2月10日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (2) 契約保証金
免除する。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3800

ファックス番号 099-286-5641

13 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、平成29年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2017 through 31 March 2018

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

12:00 a.m. 9 February 2017

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3800

FAX 099-286-5641

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第130号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年12月20日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAデジハネ火曜サスペンス劇場2STKA	タイヨーエレクトリック株式会社	6P1417
ぱちんこ遊技機	CR逃亡者おりん3ETKB	タイヨーエレクトリック株式会社	6P1471
ぱちんこ遊技機	CRAぱちんこテラフォーマーズA1	京楽産業株式会社	6P1352